

陳情第3号

北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情書

平成29年9月5日受理

陳情者



幸福実現党 奈良県本部

代表 田 中 道 彦

9月3日、北朝鮮が6回目の核実験を実施し、「成功した」と発表しました。今回の核実験について、共同通信は昨年の水爆実験の9.8倍と報じているほか、北朝鮮メディアは金正恩が大陸間弾道ミサイル(ICBM)の弾頭部に装着可能な「水爆」実験を視察したと報じており、今回の核実験によって、北朝鮮はミサイルに搭載可能な水爆を手にした可能性もあります。

皆様も御存じのように、先日8月29日には、北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過し、北海道東方の太平洋上に落下しています。北朝鮮のミサイルは、過去に何度も発射実験に失敗していることを考えれば、日本本土に落下する可能性もあり、アメリカばかりか日本にとっても安全保障上、極めて重大な問題であることは明らかです。

北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難です。たとえ迎撃できたとしても、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には、甚大な被害が広範囲に及ぶことが予想されます。その対応策は、「国民保護法」第16条(市町村の実施する国民の保護のための措置)の中にも明記されていますが、避難訓練は行われていません。

北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、市民を守ることはできません。よって、下記要望いたします。

記

- 一、「国民保護法」第16条(市町村の実施する国民の保護のための措置)に基づき、国民の保護を迅速かつ的確に実施すること。
- 一、武力攻撃の緊急事態から国民の生命、及び財産を守るために「国民保護法」を市民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を啓蒙すること。
- 一、万が一、北朝鮮が発射したミサイルが日本に着弾した場合に備え、核やサリンなどを想定した避難訓練を貴自治体で実施すること。
- 一、国の指示を待ついとまがない場合には、知事や貴職の迅速な判断のもと、的確な救援活動を実施すること。

以上